

新宿ルールと行動指針について

2023.10.31

新宿駅周辺防災対策協議会：新宿ルール実践のための行動指針
<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000201845.pdf>

新宿ルール実践のための行動指針について

■ 目的

新宿ルールの実践力を高め、新宿駅周辺地域で発生する課題への対処にあたって、新宿駅周辺エリアの事業者や行政組織が一体となって対処するために、地域が共有すべき基本的な行動指針として2016年6月に制定

■ コンセプト

『できる人が、できる事を、みんなでやる』

■ 構成

『指針』と『指針に基づく行動』

■ 協議会における指針の位置付け

【発災時】

本指針を参考に活動する

【平常時】

本指針に基づく訓練を実施し、訓練結果による本指針の検証を行い、検証結果を本指針に反映し、本指針の実効性を高める。

新宿ルール実践のための
行動指針

平成28年6月
新宿駅周辺防災対策協議会

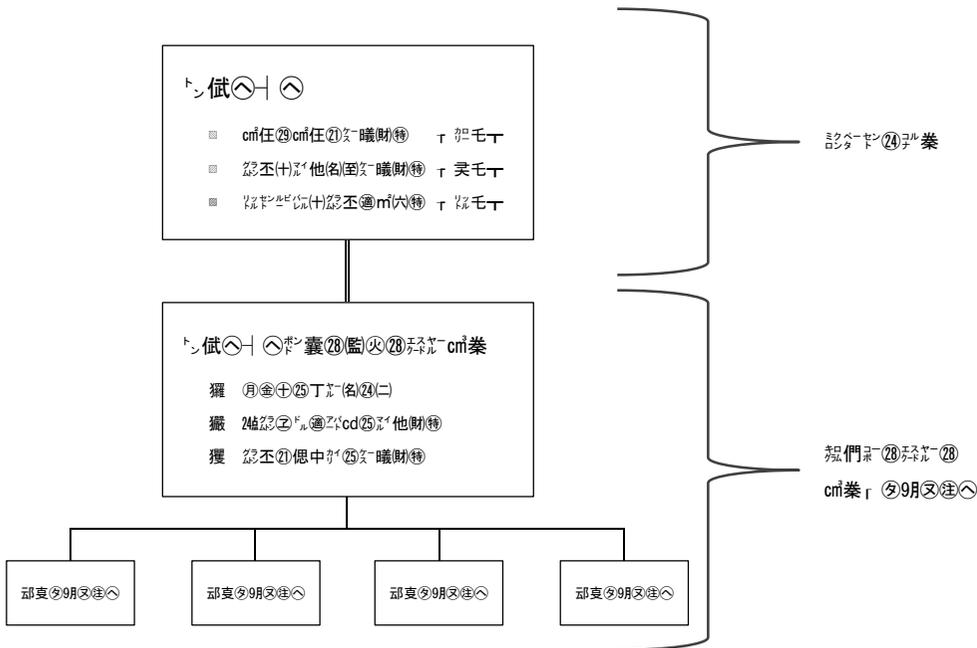
新宿ルールと行動指針(1/2)

新宿ルール

- 1 組織は組織で対応する(自助)
- 2 地域が連携して対応する(共助)
- 3 公的機関が地域を支える(公助)

新宿ルール実践のための行動指針

- I むやみに移動しない
- II 現地本部を中心に連携する
- III 地域で傷病者に対応する



目次		
指針	コンセプト 『できる人が できる事を みんなでやる』	
	1 むやみに移動しない	P. 1
	2 現地本部を中心に連携する	P. 2
3 地域で傷病者に対応する	P. 3	
指針に基づく行動	4つのフェーズ	① 発災 ② 残留・退避 ③ 滞在 ④ 帰宅 P. 4
	各主体の行動	A 滞在者 B 事業者 C 特定の組織・拠点等 P. 7

行動指針における関係各主体の役割(指針pp.7-8)

	フェーズ① 発災 混乱の収束まで	フェーズ② 残留・退避 一時滞在施設の開設まで	フェーズ③ 滞在 交通機関の復旧(代替輸送手段の確保)まで	フェーズ④ 帰宅
A 滞留者	<ul style="list-style-type: none"> ●各自で身の安全を確保する。 ●施設管理者等の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●行き場のある滞留者は、待機する。 ●行き場のない滞留者は、駅直近や地域内の主要な動線上に留まらず、案内に従って避難場所等に移動する。 ●避難場所に移動した場合には、運営要員の指示に従い、状況が落ち着くまで待機する。 ●避難場所の運営支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●身の寄せどころのない滞留者は、区対策本部及び東西現地本部からの情報・依頼に基づき必要な人から一時滞在施設に移動する。 ●身の寄せどころのない滞留者は、一時滞在所での災害対応に協力する。 ●東西現地本部、応急救護所等の運営支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●東西現地本部等から提供された情報に基づき、避難場所や一時滞在所等を離れて帰宅する。
B 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●構成員、関係者に身の安全の確保を呼びかける。 ●施設が継続使用可能であれば屋内で待機する。 継続使用不能の疑いがあれば屋外へ退避する。 ●施設の安全確認を行い、屋内の滞留者を屋内で保護する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大型ビジョンやデジタルサイネージ、チラシ、案内表示等を用いて、行き場のない滞留者を避難場所に案内する。 ●主要な動線の確保のため、滞留者を通路等に留まらせず、避難場所等に誘導する。 ●施設が安全でインフラが利用可能な場合には、営業再開に向けて準備する 	<ul style="list-style-type: none"> ●一時滞在施設の立ち上げ準備を行う。 ●滞留者の一時滞在が可能か確認を行い、その可否を東西の現地本部に連絡する。 ●一時滞在施設での滞留者の受入を開始する。 ●行き場のない滞留者にトイレ等を提供する。 ●近隣の一時滞在施設に必要な資材や物資等の提供等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用可能な交通機関の乗り場等を案内する。
C 特定組織・拠点等の動き	大型ビジョン・サイネージ等管理	<ul style="list-style-type: none"> ●新宿区の要請に基づき、避難場所への案内を表示する。 		
	避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ●避難場所の運営要員が参集し、立ち上げを行う。 ●避難場所の運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●区対策本部や東西現地本部の情報にもとづき、身の寄せどころのない滞留者を一時滞在施設へ案内する。 	
	東西現地本部	<ul style="list-style-type: none"> ●区災害対策本部を中心に活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東西現地本部の運営要員が参集し、立ち上げを行う。 ●東西現地本部の運営を行い、地域内の情報収集・分析・整理、情報発信を行う。 ●一時滞在施設の開設状況の提供や地域の災対活動の調整支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用可能な交通機関等の情報を発信する。
	新宿区	<ul style="list-style-type: none"> ●ポイ捨て指導員や自転車指導員、エリアメール等を活用して避難場所への案内を行う。 ●大型ビジョン、デジタルサイネージ等の管理者に、避難場所への案内の支援を要請する。 ●避難場所に応援要員を派遣する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東西現地本部と連携して、情報収集・発信を行う。 ●区有施設や区有地下道を一時滞在施設等として開放し、整理・運営要員を動員する。 	
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●改札内、停止車両内の乗客を改札外へ誘導する。 		<ul style="list-style-type: none"> ●運行再開に必要な活動に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定の駅や改札に乗客が集中しないように他社と連携して、運転再開のタイミング等を調整する。 ●復旧時の混乱を抑制し、乗客の誘導・整理を行う。

一時滞在施設 →

現地本部 →

区災対本部 →

